

第1回 貸切バスの確実な点検整備の実施に関する検討会 議事要旨

日 時：平成28年8月29日（月）15：30～16：40

場 所：合同庁舎2号館15階海事局会議室

出席委員：水野座長、岡野委員、河合委員、玉木委員、長尾委員、橋本委員（代理出席）、宮本委員

水野委員を座長に選任し、議事次第に沿って、事務局から資料の説明を行い、今後の方針について意見交換が行われ、ガイドライン策定に向けた作業部会の設置及び同作業部会によるガイドライン（案）作成について了承された。

委員及びオブザーバーから出されたガイドライン策定に係る主な意見は以下の通り。

- ガイドラインは法定点検が実施されているという前提で法定点検とは区別して策定すべき。
- ガイドラインは、予防整備の観点から主に部品等の定期交換等について策定すべきではないか。
- ガイドラインの項目については、車体関連だけではなく、タイヤも項目に入れるべき。
- 一般的な旅客運送事業者は事業に利用する車両に対して愛着があり、点検整備等を自主的に行うが、貸切バス事業者についてはそういった意識が不十分な印象がある。
- ガイドラインの内容については、貸切バス事業者の中で適切に実施している事業者の基準を統一基準として策定すべきではないか。
- 事業者は大小様々であり、資料のような整備サイクル表をガイドラインとすれば整備ノウハウや整備コストの算定にも有益ではないか。
- 本ガイドラインが、車両の整備が不十分な貸切バス事業者を市場から排除するための重要な根拠となるよう期待している。

以上